〇飛騨市地場産品創出支援事業　よくある質問（FAQ）

No.	質問	回答
１．企画提案について		
1	既に登録のある返礼品の生産性向上を目的とした事業は対象か。	本事業は、ふるさと納税返礼品として新たな地場産品を創出する事業が対象となるため、既存の返礼品に係る取組は対象となりません。
2	既に着手している事業の応募は可能か。	事業が採択された後、事前着手届の提出日以降に係る費用が交付金の対象となります。
3	応募する企画の事業費に上限または下限の設定はあるか。	事業費の上限または下限の設定はありません。ただし、交付額の上限は1億円です。また事業費が低額である場合は、商工課の新商品開発補助金等の活用もご検討ください。
4	採択事業者数の上限は何件か。	多くの企画を採択した場合、寄附金が分散して目標額に達しない可能性もあるため、採択数は3件程度を見込んでいます。
5	採択されなかった場合は理由やアドバイスがあるのか。	審査結果は申請者全員に通知しますが、結果のみの通知となります。
6	事業計画を作成するためのコンサルティング費用も対象経費となるか。	事業計画作成に係るコンサルティング費用も交付対象経費に含まれます。ただし、事業が採択され、事前着手届の提出後に発生した費用に限られます。
7	体験チケットでふるさと納税返礼品となるサービスや体験も対象となるのか。	ふるさと納税返礼品として認められるサービスや体験であれば、本事業の対象となります。
２．寄附の募集について		
1	寄附額が目標額に達しなかった場合もプロジェクトを実施しなければならないのか。	寄附目標額に達しなかった場合、実施しなくても構いませんが、企画提案書にその旨を記載ください。
2	目標額を超えた寄附額については追加して交付してもらえるのか。	目標額を超えた寄附額は、原則事業者への追加交付はなく、市が実施する他の事業に活用します。ただし、事業を着手する上で特別な事情が生じた場合は事前に市へ相談ください。
3	企画した事業を使い道に設定して寄附を集めるのか。	寄附募集の対象にした返礼品に対して集まった寄附額となりますので使い道の設定はありません。

〇飛騨市地場産品創出支援事業　よくある質問（FAQ）

No.	質問	回答
３．交付金の交付について		
1	国や県からの補助金との併用は可能か。	市の補助金以外との併用は可能です。ただし、複数の補助金を併用した場合、総額が対象経費を超えないよう調整されます。また、併用を予定している補助金については、それぞれの交付団体に併用可能かどうかを事前に確認してください。
2	事業の着手は最短でいつから可能か。また、最長でいつまでに開始しなければならないか。	事業の着手は、最短で事前着手届を提出した日以降から可能です。最長では、寄附募集期間（最長2年間）が終了する日までに着手を開始する必要があります。
４．返礼品の設定について		
1	寄付募集対象の返礼品は自社商品以外でもよいか。	原則として、自社商品を返礼品として設定する必要があります。ただし、特別な事情がある場合は、事前に市へ相談してください。
2	募集する寄附の返礼品は新たに開発した返礼品以外に既存の返礼品を充てることができるのか。	募集する寄附の返礼品には、新たに開発した返礼品だけでなく、既存の返礼品を含めることも可能です。ただし、寄附目標額や対象返礼品の種類を考慮し、1つの事業で設定できる返礼品は3～5商品が上限となります。